

公 表

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定により実施した指定管理者監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第１４項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

令和５年３月８日

岩倉市監査委員	内 藤 充
岩倉市監査委員	梅 村 均

○令和２年度指定管理者監査の概要

- 1 監査のテーマ 公の施設の指定管理者制度の運用について
- 2 監査対象施設 岩倉市総合体育文化センター
- 3 監査対象事業者 日本環境マネジメント株式会社
- 4 監査対象課 教育こども未来部生涯学習課
- 5 監査の範囲
 - ・平成２９年４月１日から令和２年３月３１日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務
 - ・指定管理者指定の手續に係るものは、上記以前の期間を含む。
- 6 監査の期間 令和２年１１月２０日から令和３年１月２２日まで
- 7 監査結果公表日 令和３年２月２５日
- 8 措置通知受理日 令和５年３月６日

○指定管理者監査の結果に対する措置内容

報告書	指摘、留意、要望及び提案事項等	対応状況等
P8	野寄テニスコートについて定めた岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例、岩倉北小学校運動場照明施設及び南部中学校運動場照明施設について定めた岩倉市立学校運動場照明設備使用料条例、岩倉市立体育館について定めた岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例、石仏スポーツ広場及び野寄スポーツ広場について定めた岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例には、指定管理者がこれらの施設の利用許可や使用料の徴収・収納をすることができると規定されていない。指定管理者が行うことができる業務は、条例に基づき定められたものに限られるので、関係する条例等の改正を行う必要がある。	指定管理者の規定を条例に設けていなかった野寄テニスコート、学校運動場照明施設、石仏スポーツ広場及び野寄スポーツ広場について、各施設それぞれの設置目的が同一であることから、新たに各施設の指定管理者の規定を含めた「岩倉市屋外スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」を制定（令和４年12月23日公布、令和５年４月１日施行）し、既存の各条例を廃止した。なお、岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例は令和４年４月1日に既に廃止済。

※ 上記については、令和５年２月２４日現在の状況である。